

事務事業評価シート(事後評価)

事業コード 5-3-3	事務事業名 生活サポート助成事業	所管部課 健康福祉部 障害福祉課
----------------	---------------------	---------------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による介護給付費の支給決定対象者以外の者で、日常生活に関する支援を行わなければ障害者及び障害児の生活に支障を来すおそれのあるものに対し、日常生活に関する支援及び家事に対する必要な支援に要する費用の一部を市が助成し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等/補助の概要:補助団体の概要(団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要(国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額)等 ※該当する予算事業名・節目を明記する 【事業内容・実施方法等】対象者は、障害者手帳保持者又は就学児以上の障害児で介護給付の支給対象者以外のもので、市に申請して支援の種類・時間数・負担額の決定を受けたのち、登録している事業者(7事業者)の中から任意の事業者を利用する。サービス利用時は、指定された日時にヘルパーが訪問し、利用者の見守りを含む介護(生活支援)又は家事に対する必要な支援(家事援助)を行う。利用者負担額は、基準の単価(800円)に、利用した時間数(30分単位)を乗じた額の1割となっている(生活保護・非課税世帯は負担なし。)。利用時間数の上限は、移動支援事業と合せて32時間(児童16時間)としている。 【補助】平成25年度までは国及び東京都から地域活動支援事業費補助金として補助があったが、現在は対象となっていない。(予算事業名:03.01.02.17(7)生活サポート事業)	
事業開始時期	平成18 年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

事業費データ	項目	単位	25年度	26年度	27年度	28年度
			事業費(A)	1,759	1,760	1,971
財源内訳	国庫支出金・都支出金	千円	1,368	0	0	0
	地方債					
	その他 ()					
	一般財源		391	1,760	1,971	2,191
	所要人員(B)	人	0.17	0.17	0.17	0.17
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	1,349	1,396	1,349	1,396
	臨時職員賃金等(C')	千円	192	192	192	192
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	3,300	3,348	3,512	3,779
	単位当たりコスト					
	(E)=(D)/ (利用人数)	千円	174	176	176	

評価指標の設定	活動等指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	
	① 利用人数	実績値	人	19	19	20		
② 新規利用人数	実績値	人	8	12	13			
《指標の説明・数値変化の理由 など》								
評価指標の設定	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	
	一次	利用延べ時間数	目標値	時間	1,830	1,830	1,584	1,368
		実績値	時間	1,112	1,125	1,277		
	二次	目標値						
実績値								
《指標の説明・数値変化の理由 など》 目標値については、当初予算計上時における積算時間数としている。 利用人数について、年度間に大きな変化はない。								

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	窓口・電話等での市民・利用者からの意見では、「家族の一時的な外出などにおいて他の制度での対応ができず、支援制度としてはとても助かる。」等の声がある。	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	本制度を実施している自治体は少なく、多摩26市中、6市となっている。助成額については、原則1割負担としている市が4市で、中位。本事業を実施していない市では、介護給付として支給している市や本事業と類似した事業を独自に実施している市がある。
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	代替・類似サービスはない。

【一次評価】

検証項目	ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<p>本事業は、介護給付・訓練等給付制度の狭間にある障害者を救済する制度であり、引き続き実施する必要があると考えている。</p> <p>現在、本事業で支給決定を受けている利用者は、日常生活において家族による介護等が十分期待できることから介護給付等を支給する対象とはなっていない。また、見守り(生活支援)については、介護給付にないメニューであり、介護給付の支給要件には該当しないものの支援が必要な障害者の支えとなっている。</p> <p>例えば、就労や家族の用件(保育所等への送迎)等により平時に介護を行っている家族が一時的に不在となる場合で利用者が1人で過ごすことが困難なときは、本事業を利用して生活支援・家事援助を受けることで利用者及び家族の生活の安定に繋がっている。</p> <p>また、介護給付の対象となる場合においても、サービスが支給されるまでに専門家で構成された審査会を経て障害支援区分の認定をするなど、手続に一定期間を要することから緊急にサービスが必要な場合は本事業が介護給付の決定までの繋ぎとして効果的に機能している。</p>
	事業の必要性	3	
	事業主体の妥当性	2	
B	直接のサービスの相手方	1	
	事業内容等の適切さ	1	
	受益者負担の適切さ	2	
C	市民ニーズの把握	2	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目	ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	2	<p>本事業は、介護給付・訓練等給付制度の狭間にある障害者を救済する制度であり、緊急時の対応や介護者の一時不在など見守りや家事援助などのニーズは高く、事業の必要性はあると考える。</p> <p>サービスの利用に当たっては、一定程度の利用者負担が必要なことから基準単価の考え方や利用者負担の考え方を整理し、所得階層区分に応じた受益者負担について検討するなど、適切な対応を図りたい。</p> <p>また、事業見直しの際には、地域活動支援事業の一つとして実施している移動支援利用等、心身障害者の外出支援サービス全体のあり方も踏まえて一体的に検証されたい。</p>
	事業の必要性	3	
	事業主体の妥当性	2	
B	直接のサービスの相手方	1	
	事業内容等の適切さ	1	
	受益者負担の適切さ	2	
C	市民ニーズの把握	2	

検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目 C:市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	(対象外)

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>介護給付・訓練等給付制度では対象とならない障害者を救済する制度として、事業の必要性はあると考える。</p> <p>一方で、二次評価にもあるとおり、利用者負担については、サービスの利用における基準額の考え方や、所得階層区分に応じた受益者負担について検討するなど、適切な対応を図る必要がある。</p> <p>また、事業見直しに当たっては、他の地域生活支援事業や障害者総合支援法における居宅サービスとの関係性も踏まえ、一体的に検証されたい。</p>

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	<p>◇平成29年度 他自治体へ調査を行う。</p> <p>◇平成30年度 障害者総合支援法の平成30年度改正の状況を踏まえ、利用者負担の見直しについて検討する。</p> <p>◇平成31年度 検討結果を踏まえた対応を行う。</p>
---------------	--